

平成30年 第2回臨時会

西川町議会会議録

平成30年 5月11日 開会

平成30年 5月11日 閉会

西川町議会

平成30年西川町議会第2回臨時会会議録目次

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
幹部職員の紹介	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議席の一部変更	5
議席の指定	5
自己紹介	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
議会諸報告	6
町長あいさつ	7
副議長の選挙	11
常任委員会委員の選任	14
議案の上程	14
提案理由の説明	15
議案の審議・採決	17
閉議・閉会の宣告	30
署名議員	32

平成30年西川町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成30年 5月11日(金)午前9時30分開会・開議

日程第 1 議席の一部変更について

日程第 2 議席の指定について

日程第 3 自己紹介

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 議会諸報告

日程第 7 町長あいさつ

日程第 8 副議長の選挙について

日程第 9 常任委員会委員の選任について

日程第 10 議案の上程

承認第 1号 西川町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 2号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 5号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 6号 平成29年度西川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について

承認第 7号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

認について

議第 33号 平成 30 年度町道沢口向中岫線道路改良工事請負契約の締結について

日程第 1 1 提案理由の説明

日程第 1 2 議案の審議・採決

承認第 1号 西川町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 2号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 4号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 5号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 6号 平成 29 年度西川町一般会計補正予算(第 7 号)の専決処分の承認について

承認第 7号 平成 30 年度西川町一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認について

議第 33号 平成 30 年度町道沢口向中岫線道路改良工事請け負う契約の締結について

日程第 1 3 報告第 1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 1 4 報告第 2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

(閉 会)

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
商工観光課長	志田龍太郎	君	建設水道課長	伊藤潔	君
会計管理者 兼 出納室長	松田眞知子	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	片倉正幸	君
農委事務局長	荒木俊夫	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会議務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

幹部職員の紹介

伊藤議長 おはようございます。

会議に先立ち、幹部職員の紹介を、高橋副町長よりお願いします。

高橋副町長。

高橋副町長 本年5月1日付人事異動、並びに幹部職員席の一部変更に伴いまして、幹部職員全員をご紹介申し上げます。

それでは、皆さま方から向かって右側から、総務課長 佐藤俊彦、政策推進課長 土田伸、建設水道課長 伊藤潔、町民税務課長 飯野勇、健康福祉課長 奥山純二、会計管理者兼出納室長 松田 真知子。

続いて、向かって左側になります。病院事務長 松田憲州、産業振興課長 工藤信彦、農業委員会事務局長 荒木俊夫、学校教育課長 安達晴美、商工観光課長 志田龍太郎、生涯学習課長 片倉正幸、そして議会事務局長 白田真也。

以上でございます。以後、よろしくご指導お願い申し上げます。

伊藤議長 開会前ですが、議会広報作成のため、議場での写真撮影を許可します。

〔開会時刻 午前 9時30分〕

伊藤議長 改めまして、おはようございます。

開会の宣告

伊藤議長 ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより平成30年西川町議会第2回臨時会を開会します。

開議の宣告

伊藤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

議席の一部変更

伊藤議長 日程第 1、議席の一部変更を行います。

4月15日に執行された西川町議会議員補欠選挙において、新たに当選されました大泉奈美議員の議席に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

大江広康議員の議席を2番に、佐藤耕二議員の議席を3番に、それぞれ変更します。

大江広康議員、佐藤耕二議員、ただいま指定したとおり移動願います。

議席の指定

伊藤議長 日程第 2、大泉奈美議員の議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、大泉奈美議員の議席を1番に指定します。

大泉奈美議員、ただいま指定したとおり移動願います

自己紹介

伊藤議長 日程第 3、大泉奈美議員から、自己紹介を願います。

1番（大泉奈美議員）人間の奈美です。

西川町発展のために頑張っておりますので、どうぞ皆さま、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

伊藤議長 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番 青山知教議員、8番 宮林昌弘議員を指名します。

会期の決定

伊藤議長 日程第 5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日 1 日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

議会諸報告

伊藤議長 日程第 6、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

議会議員の辞職について報告いたします。3月13日、横山修議員から議会議員を辞職したい旨の願が議長あてに提出されましたので、同日、許可いたしました。なお、同議員の議会議員辞職に伴い、副議長が空席となり、また、総務厚生、及び広報公聴常任委員会委員に欠員が生じたところであります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

9番 古澤俊一議員。

〔古澤俊一議員 登壇〕

9番（古澤俊一議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。3月26日に開催されました、平成30年第1回定例会の報告をいたします。

議第3号では、平成30年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について、歳入歳出それぞれ15億8,526万8,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。前年度当初予算と比較して、1億4,375万6,000円の増額となるものであります。

議第4号では、平成30年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター斎場特別会計予算について、歳入歳出それぞれ8億5,682万8,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。前年度当初予算と比較して2,200万9,000円の減額となるものであります。

議第 5 号では、平成 30 年度西村山広域行政事務組合交通安全災害共済特別会計予算について、歳入歳出それぞれ 2,598 万 6,000 円とする予算を賛成多数で決定いたしました。前年度当初予算と比較して 202 万 9,000 円の減額となるものであります。

議第 6 号では、西村山広域行政事務組合手数料条例について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法に規定する危険物の貯蔵、又は取り扱いに関する審査、検査の事務に係る手数料を、改めるため、条例の一部を改正することを賛成多数で決定しました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

伊藤議長ここで、議会を代表し、小川一博町長に対するお祝いと歓迎のあいさつを申し上げます。

このたび、3 選を果たされ、小川町政三期目となりましたことに、心からお祝いを申し上げます。これまで歴代の町長が心血を注いで今日の西川町を築いてこられました。

今年度は、第一期小川町政において作成された第 6 次西川町総合計画が 5 年目の、中間年を迎えております。全国的な傾向であります。本町も少子高齢化が急速に進み、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。自治体として存続していくために、人口の維持確保が最大かつ喫緊の課題であります。小川町長の強いリーダーシップを持って、住環境の整備や産業振興をこれまで以上に推し進め、この課題解決にあたられ、西川町がさらに発展することを願っております。議会といたしましても、小川町長の政治姿勢と強い決意に大いに期待するとともに、より一層尽力していくことをお約束申し上げ、小川町長三期目の就任をお祝いし、歓迎のあいさつといたします。

以上で議会諸報告は終わりました。

町長のあいさつ

伊藤議長 日程第 7、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただ今、伊藤議長からお祝いと歓迎のお言葉をいただき、誠にありがとうございます。

本日、平成 30 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

臨時会を開催するにあたり、一言、あいさつを申し上げます。私こと、この度の町長選挙において、多くの町民の皆さんのご支援により、再度、町制を担わせていただくこととなりました。2 期 8 年間、そして選挙期間中にお寄せいただきました、多くの励ましの言葉、数々のご厚意に、改めて深く感謝申し上げる次第であります。私は、8 年前の平成 22 年 4 月、皆さんのご支援をいただき、町長に就任以来、西川町を元気に、若者に夢を、女性の声を町制に、をモットーに、町民主体の町民参加型の町づくりを一貫して進めてまいりました。この 8 年間においては、未曾有の大震災や豪雨災害を経験いたすとともに、西川小学校の開校、町民体育館改築、若者を中心とした定住住宅整備、防災行政無線の整備、園芸作物などの農業生産拡大支援、地域づくりの推進、健康づくりや子育て支援など、議員の皆さんや町民の皆さん、そして関係者の皆さんのご理解ご協力の下に対応、推進できましたことに改めて感謝申し上げます。

また、本町のみならず全国の町村を取り巻く社会経済情勢は大きな変革期を迎えており、少子高齢化に加え経済の地域格差の拡大や、地域コミュニティの存続の危機など、地方自治体の活力の低下が危ぶまれております。特に、中山間自治体にとっては、町を取り巻く環境が厳しさを増しており、今後とも町の存続をかけて課題に取り組む必要があります。

このような状況において、まちづくりは町民一丸となり協働して進めることが必須であり、総合的かつ計画的、効率的な行政運営を行うため、町民の皆さんと一緒に取り組む、第 6 次総合計画を策定し推進してまいりました。

第 6 次総合計画のテーマは、キラリ月山、健康元気にしかわであります。キラリ月山にあります月山は、全国に誇れる町のシンボルであり、また山菜をはじめとする資源が豊富にあります。この月山を活用し、小さな町でもキラリと光る西川町を作りたい、そのためにキラリと光る地域、そしてキラリと光る町民になってほしいとの願いを込めたものであります。

更に、健康元気にしかわとは、元気な町づくりには多くの皆さんの力が必要ですので、80 代でも健康で元気に現役を貫いていただくことを目指し、健康づくりの支援を行い、皆さんとともに元気な町づくりを進めていくものであります。

次に、3 期目の調整を担うに当たっては、初心にかえり元気な西川町を目指し、所得向上と定住化推進、人材育成を全力で進めてまいります。

そして、重点的に取り組む9つの事項について申し上げます。

1点目は、全国に誇れる健康長寿の町づくりと節目健診受診率100パーセントであります。

2点目は、地域包括ケア体制の更なる充実であり、3点目は、災害に強い安全、安心で持続できるコミュニティづくりであります。

第4点目は、一年を通じて収入を得られる、地域資源を活用した産業体系の構築であります。

5点目は、日本一の自然研究・学習先進地づくりと小中一貫教育の推進であります。

6点目は、女性や若者による行政参画の推進であります。

7点目は、行政の企画的经营と健全な財政運営であります。

8点目は、高速道路山形自動車道湯殿山インターチェンジから月山インターチェンジ間の早期全線完成運動の推進であります。

そして9点目は、生涯学習の充実と次世代を担う人材育成であります。

以上9点の重点事業を掲げ、町民の皆さんと行政のそれぞれの役割を確認し、目標に向かって推進して参ります。

町づくりは情報の共有と多くの町民の皆さんの参画が必要不可欠であります。そして、協働の力で自立した町を作り上げるためには、住民の皆さんと行政が一体となって、目標に向かって心を一つにすることが、地域を、そして町を作るものと確信しております。

就任3期目にあって、この西川町第6次総合計画に基づき調整を進めてまいりますが、これまで同様、各界、各層、そして町民の皆さんのご意見をお伺いしながら、リーダーシップを発揮し、スピード感を持ち、トップとしての責任を重く受け止めていく所存でありますので、何卒皆さまのご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます、就任のあいさついたします。

次に、今冬の豪雪対策についてご報告申し上げます。

12月上旬から降り始めました雪は、昭和48年度の豪雪に類似しており、雪による災害発生の恐れがあると判断し、1月5日に、県内でも早期の豪雪対策本部を設置いたしました。その後も断続的な降雪に見舞われ、町民の皆さんにおかれましては、雪下ろしや除雪などで大変ご苦労されたことと存じます。豪雪対策本部につきましては、これまで4回の対策会議を開催し、各関係機関との情報共有を図り、状況把握とその対策を行ってまいりました。具体的には、関係機関と連携しながら、除排雪作業の事故防止広報、高齢者世帯等除雪支援事

業や融雪遅延対策事業補助などの支援を講じ、豪雪対策に努めてまいったところであります。

主な雪害状況については、人的被害が1件、非住家の建物被害が1件でありました。町道関係につきましても、雪崩や倒木、雪庇処理などに対しまして、速やかに対応いたしました。また、融雪遅延対策事業につきましても、補助金交付事務を現在行っております。高齢者世帯等除雪支援事業につきましても、屋根の雪下ろし66世帯、玄関から公道までの除雪38世帯、敷地内の除排雪42世帯の延べ146世帯が利用しまして、381万1,000円の助成を行い、国への豪雪対策支援につきましても、これまでになく強く要望し、対応いたしましたところであります。なお、被害状況の把握、並びにその対応につきましても、一定の目途がたちましたので、4月23日に豪雪対策本部を廃止したところであります。

次に、今年度から運行を開始いたしました町営路線バス「羽前高松駅・県立河北病院線」についてご報告申し上げます。

本路線は、これまで長らく運行いただいた山交バス谷地線を、新たに町営路線バス、道の駅にしかわ寒河江駅線からの乗り継ぎにより代替運行するものであります。4月2日には始発地点であり乗継地点でもあります、JR羽前高松駅におきまして、第1便の運行に先立ち、運行開始式を実施いたしました。開始式には、運行をお願いしております、月山観光タクシー株式会社 川木社長を始め、関係いたします寒河江市及び河北町の担当課長や係長、町議会からは伊藤議長を始め、広報公聴常任委員会委員の各議員の皆さんのご出席をいただき、新たな地域公共交通の門出を祝うとともに、今後の安全運行を祈念したところであります。

新たな路線は、これまでどおり朝片道1便のみの運行ではありますが、県立谷地高校までの通学環境を引き続き維持することに加え、県立河北病院まで延伸することで、通院環境を併せて向上しようというものであります。現在この路線には、11名程度の谷地高生の経常的な利用が確認されておりますが、昨年度から運行しております、道の駅にしかわ寒河江駅線や、その他の路線を含め、今後ともより良い地域公共交通を目指し、検証・検討等を行い改善することとしておりますので、関係機関の皆さまのご支援と多くの町民の皆さんのご利用をお願い申し上げます。

次に、月山スキー場のオープンについてご報告申し上げます。

村山総合支庁西村山道路計画課を始め、県当局の特段のご配慮により、月山道の除雪を進めていただき、関係各位のご協力のもと、4月8日のスキー場オープンの準備を進めておりましたが、この冬の豪雪の影響により、月山ペアリフトの支柱に傾きが見つかり改修工事が

必要とされ、スキー場開きでのリフト運行が間に合わない状況となりました。そのような中ではありましたが、予定通り4月8日に地元関係者約30人による安全祈願祭を挙行し、ゲレンデをオープンしております。当日は、あいにくの吹雪模様でしたが、バックカントリースキーヤー等の熱的な月山ファンが集まり、夏スキーの醍醐味を楽しんでおりました。なお、月山ペアリフトの改修工事につきましては、運営します月山観光開発株式会社に迅速な対応をいただき、ゴールデンウィーク前に工事が完了し、4月28日から通常運行を開始しております。期間中のスキー客の入れ込み数は、悪天候の影響もあり、若干の落ち込みもありましたが、多くのスキーヤーで賑わいを見せております。

次に、平成30年度西川町消防団春季消防演習についてご報告を申し上げます。

平成30年度の西川町消防団春季消防演習につきましては、去る4月22日に交流センターあいべ駐車場、及び間沢下堀交差点地区を会場に行われましたが、演習当日は好天に恵まれ、多くのご来賓と町民の皆さんが見守る中、佐藤団長の指揮の下、300名の団員が機敏で一糸乱れぬ各種の訓練を披露し、町民に改めて安心感を与えていただきました。ご来賓の方々からも、素晴らしい出来栄えとのことで賞賛の声をいただきました。団員各位と指導に当たられた皆さんに、感謝と敬意を表する次第であります。

また、平成27年度に結成されました女性消防隊22名の華麗で堂々とした各個訓練や分列行進には、多くの町民の皆さんから大きな歓声と拍手をいただきました。女性消防隊には火災予防広報や応急手当の普及指導などにおける活躍を期待するものであります。防火パレードにおきましては、にしかわ保育園鼓笛隊より花を添えていただいたところであります。

今後も消防団には予防消防を徹底していただくと共に、地域の中核となって、地域を元気にしていただけますよう、併せてお願いをいたした次第であります。

以上を申し上げまして、平成30年第2回臨時議会のあいさつといたします。

伊藤議長 以上で町長あいさつは終わりました。

副議長の選挙

伊藤議長 日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

伊藤議長 ただいまの出席議員は10人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、8番 宮林昌弘議員、9番 古澤俊一議員を指名します。

伊藤議長 投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

伊藤議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

伊藤議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

なお、念のため申し上げますが、苗字のみの記載は、無効になる場合がありますので、氏名を明確に記載して投票されるようにお願いします。

事務局長の点呼に応じ、順次、投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

白田事務局長 それでは、点呼しますので、議席順に投票願います。

〔事務局長点呼し、議席順に投票〕

伊藤議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

伊藤議長 開票を行います。

開票立会人、8番 宮林昌弘議員、9番 古澤俊一議員の立会いをお願いします。

〔事務局長及び議事係長 開票〕

伊藤議長 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票

うち、有効投票 10 票、無効投票 0

有効投票中、古澤俊一議員 10 票

以上のとおりであります。

伊藤議長 この選挙の法定得票数は、3 票です。

よって、古澤俊一議員が副議長に当選されました。

伊藤議長 議場の出入口を開きます。

〔議場閉鎖を解く〕

伊藤議長 ただいま副議長に当選されました古澤俊一議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

ここで、念のため申し上げます。

副議長の就任は本日からとなります。

伊藤議長 この際、副議長に当選されました古澤俊一議員を紹介します。

古澤俊一議員、登壇願います。

〔古澤俊一議員 登壇〕

9 番（古澤俊一議員） 一言ごあいさつ申し上げます。

この度の臨時議会におきまして、議員各位のご推挙をいただきまして、副議長の要職に再任、就任させていただきました、古澤でございます。

今年、西川町第 6 次総合計画の後期実施に向けて、精査、見直し等におきましても、大切な時期でございます。そしてまた、急速に進展する人口減少、少子高齢化、そしてまた、将来に向けての人材育成等々においても課題が山積しておりますけれども、議員の皆さんが、公平、公正に、建設的な議論と行動ができる体制づくりと、議会運営がスムーズにできるよう努めてまいりたいと思いますとともに、町民の皆さんに身近な議会であるように、務めてまいります。それに合わせて、微々たるものでございますけれども、議長の補佐もさせていただきたいと思っております。残任期間ではございますけれども、西川町町民の皆さまの、安心、安全を大切に、強く思っておりますので、議員各位の皆さまから、更なるご支援、ご教示を賜りますことを、よろしく願いを申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

常任委員会委員の選任

伊藤議長 日程第 9、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

欠員が生じている総務厚生常任委員会委員、及び広報公聴常任委員会委員に、大泉奈美議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの指名のとおり、選任することに決定しました。

ここで、念のため申し上げます。ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、本日からとなります。

ここで休憩をします。再開は、10時25分とします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案の上程

伊藤議長 日程第 10、議案の上程を行います。

承認第 1 号 西川町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の設定についての専決処分の承認について。承認第 2 号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について。承認第 3 号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。承認第 4 号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。承認第 5 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について。承認第 6 号 平成 29 年度西川町一般会計補正予算第 7 号の専決処分の承認について。承認第 7 号 平成 30 年度西川町一般会計補正予算第 1 号の専決処分の承認について。議第 33 号 平成 30 年度町道沢口向中岫線道路改良工事請負契約の締結について。

以上、8 議案を一括上程します。

提案理由の説明

伊藤議長 日程第 11、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第 1 号につきましては、西川町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の設定についての専決処分の承認についてであります。西川町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の設定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第 2 号につきましては、西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認についてであります。西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第 3 号につきましては、西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてであります。西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第 4 号につきましては、西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてであります。西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。

承認第 5 号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてであります。西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。

承認第 6 号につきましては、平成 29 年度西川町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認についてであります。平成 29 年度西川町一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。補正予算の内容につきましては、ふるさとづくり寄附金の増額により積立金、及び社会福祉総務費の扶助費の補正であります。

承認第 7 号につきましては、平成 30 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認についてであります。平成 30 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。補正予算の内容につきましては、西川町町議会議員補欠選挙費の補正であります。

議第 33 号につきましては、平成 30 年度町道沢口向中岫線道路改良工事請負契約の締結についてであります。平成 30 年度町道沢口向中岫線道路改良事業について、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議案の審議・採決

伊藤議長 日程第 12、議案の審議・採決を行います。

承認第 1 号 西川町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の設定についての専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

工藤産業振興課長。

〔工藤産業振興課長 登壇〕

工藤産業振興課長 承認第 1 号 西川町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例の設定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本町では、啓翁桜の 1 億円産業を目指し、平成 29 年度から農地耕作改善事業による、園地拡大を実施しております。その事業の実施におきまして、農地を利用し、収益を受けるものからいただく、必要経費の徴収につきましては、当初、農地整備事業費受益者負担金として、一般会計の第 19 款 諸収入に計上しておりました。しかし、収益を受けるものからの必要経費の徴収につきましては、地方自治法第 224 条に規定する、分担金として徴収する必要があり、本条例の設定について、3 月 22 日付で専決処分をさせていただいたものであります。

条例をご覧ください。第 1 条は、この条例の趣旨を定め、第 2 条は分担金の徴収を定めております。第 3 条は、分担金の額を定めたものであり、当該年度の事業区分ごとの事業に要する費用のうち、国、又は県から受ける補助金の額を差し引いた額の範囲内において、町長が定めるものとしております。第 4 条は、分担金の徴収方法、第 5 条は分担金の減免及び徴収猶予。6 条は委任を定めたものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年度の分担金から適用するものであります。

以上のとおりでありますので、ご確認の上、ご理解の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） ただ今、課長のほうから説明ありましたが、これらについて、若干質問を申し上げたいと思います。

一つは、先ほど説明の中で、補正予算の中で、雑入としての収入を見込んだと、こういうふうなことで、昨年6月に補正を組まれたようであります。27万5,000円という収入の見込みをたてたわけでありましたが、これらの、今回のこの条例設定によって、西川町農地耕作条件改善事業分担金としての収入を見込むということで修正なったようではありますが、これらについて、昨年6月に、この条例制定があれば、専決処分をしなくても良かったのではないかと、こんなふうに思いますが、これらについて、この時期になったというようなこと、これについて若干質問いただければというふうに思っております。

それから、これらの使用目的であります。先ほど説明ありましたように、啓翁桜の園地を整備するということで、こちらのほうから収入を得ることになるわけでありましたが、これらの収入については、一般財源化するのか、あるいは啓翁桜の園地整備に係るものとして特化して使うのか、それらの目的があるのかどうか。

その辺、2点について、ご質問申し上げたいと思います。

伊藤議長 答弁は、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 まずはこの条例の、専決処分の時期というふうなことでございます。まずは、この啓翁桜の園地拡大につきましては、平成29年度予算当初におきましては、県の単独事業として、山形県戦略的園芸産地化拡大支援事業というようなことで、その県単の事業を導入させていただいて、計上をさせていただいたものでございました。しかし、その事業実施、その中で分担金につきましては、当初予算でも諸収入に計上させていただいたところではございました。議員ご指摘の補正、6月の昨年のもので、6月補正におきましては、更にこの事業を実施するにあたりまして、条件のいい事業を導入したいというようなことから、県等々と協議をいたしまして、国のですね、非公共事業でありまして、新たに設定されました、この農地耕作条件改善事業ということで、導入をさせていただいたものでございます。その際には、事業の中身で非公共というようなことでございますので、当初は諸収入というようなことで、分担金についてはそのようなかたちの中で計上をさせていただいたものでございます。その経過を踏まえまして、こちらから拡大の計画をそれぞれ立ててまいりましたが、県の第3次農林水産業元気再生戦略におきまして、県の1億円産業の中で、大規模園芸団地化計画書を提出することによりまして、更に県からの、国からのご支援がいただけるという

ようなことで、その計画を再度立てさせていただいて、今年度の末のほうに認定をさせていただいたものでございます。それらを踏まえまして、今後事業費のですね、大きな、これから3ヶ年、4ヶ年とですね、導入の際に1億円を超える事業費ベースの収入、事業費があるわけです。それらから、全て受益者から負担金を貰うには、やはり諸収入では、これはまずいと。その中で条例を設定し、分担金としていただくというようなことで、最終的には決定させていただいたものでございまして、専決処分というようなことで、取り扱いをさせていただいたものでございます。

なお、この事業におきましては、国が55パーセント、県が7パーセントで、合計62パーセントの補助金になります。それで町が33パーセントを支援をし、分担金としては5パーセントというようなことで、させていただく予定にしております。これにつきましては、町長が定める要綱を別枠で定めさせていただきながら、ご支援を申し上げる、というようなことでございますので、よろしくご理解をいただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

失礼しました。あともう1点申し上げます。ただ今、一般財源なのか、特財なのかというようなこと、当然これにつきましては29年度事業の中で実施いたしました、特財として、その事業に充当させていただきましますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

伊藤議長 他に、質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第1号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第2号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、これを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔奥山純二健康福祉課長 登壇〕

奥山健康福祉課長 承認第2号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、要介護の認定を受けられた方を対象とした、地域密着型サービスの基準等に関して定めた条例であります。今回の改正は、厚生労働省令第30号による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正が、平成30年3月23日に公布されたことに伴い、関係規定を改正したものであります。

改正の主な内容ですが、お手元の新旧対照表の1ページをご覧ください。第5条では、訪問介護等のサービスを提供する職員の資格を定めた介護保険法施行令が改正されたことにより、従来通りの範囲とするため、所要の規定の整備を行うものであります。第16条では、介護保険法施行規則が、第5条において引用されたことに伴う文言の整備であります。

2ページをご覧ください。第46条では、第5条での改正と同様に、サービス提供職員の資格を定める改正であります。第59条の9第1項第4号では、指定地域密着型通所介護従業者を、本来の名称である地域密着型通所介護従業者へと改正するものであります。以下、第59条の10第5項、5ページに記載の第59条の20の3第1項におきましても、同様の改正を行うものであります。

3ページをご覧ください。第59条の9第1項第6号では、認知症の定義を指す、介護保険法の条文について、改正が行われたことにより、法第5条の2を、法第5条の2第1項と改正するものであります。第61条では、引用する文言の改正を行うものであります。

以上のとおりであります。本条例の施行日が、平成30年4月1日でありましたことから、3月30日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 1点だけ質問申し上げますが、この職員というか、採用される資格

の定めになるわけでありませけれども、制令に定めるものを、以下、今回の法律改正で、このように訂正をするというような内容であります、これによって介護職員の確保が難しくなるという印象を受けるわけでありませ、その辺のことはないのか。あるいは従来通りの内容で、文言だけの訂正と、こういうふうなことになったのか。その辺若干説明をお願いしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は、奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 今回の改正によりまして、介護職員の基準が厳しくなると、そういったことではございませ。引用しております介護保険施行令等におきまして、新たな資格の追加があったというようなことに伴いまして、従来通りの範囲とするために改正を行なったということでありませるので、今回の改正によって特段変わるといったことはございませないので、よろしくお願ひしたいと思ひませ。以上であります。

伊藤議長 他に、質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第2号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めませ。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されませ。

承認第3号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させませ。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めませ。

奥山健康福祉課長。

〔奥山純二健康福祉課長 登壇〕

奥山健康福祉課長 承認第3号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

本条例は、要支援の認定を受けられた方を対象とした、地域密着型サービスの基準等に関して定めた条例であります。厚生労働省令第30号による、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等の一部改正が、平成30年3月23日に公布されたことに伴い、関係規定を改正したものであります。

新旧対照表の6ページをお開きください。第4条において、認知症の定義を指す介護保険法の条文について、改正が行われたことにより、法第5条の2を、法第5条の2第1項と改正するものであります。

以上のとおりであります。本条例の施行日が、平成30年4月1日でありましたことから、3月30日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第3号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第4号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔飯野勇町民税務課長 登壇〕

飯野町民税務課長 承認第4号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についての、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 30 年 3 月 31 日付で公布されたことに伴うものでございまして、所要の規定の整備を行うものです。

新旧対照表のほうを、ご覧いただきたいと思います。新旧対照表 7 ページをご覧ください。第 9 条の 3 につきましては、延滞金の年あたりの割合の日数の基礎となる日数を規定するものですが、利率等の表示の年利立てに移行する、移行に関する法律にあわせ、地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。第 17 条は、均等割りの税率を規定するもので、法律改正に併せて所要の規定の整備を図るものです。第 28 条については、町民税の申告を規定するもので、省令の改正に併せて所要の規定の整備を図るものです。

新旧対照表 9 ページをご覧ください。第 39 条の 3 は、特別徴収義務者の規定、第 39 条の 5 は、年金所得に係る、仮特別徴収税額等の規定に関するもので、それぞれ法律改正に併せて規定の整備を行うものです。

新旧対照表 10 ページをご覧ください。第 40 条、法人の町民税の申告納付については、外国子会社の外国税額を法人税割額から控除するもので、法律の改正に併せて改正をするものです。

12 ページをご覧ください。第 42 条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に関する規定であり、法人税額の課税標準額の算定の末日の翌日以降、2 カ月を経過した日から、延滞金を計算するものですが、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正され、その後、更に増額更正等があった場合には、増額更正分により、納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算するということについて規定するものです。

14 ページをご覧ください。第 43 条の 7 は、特別徴収額の納入義務の規定であり、オーシール処理用の納付書を使用して納めることができるように、省令改正に併せて規定の整備を図るものです。附則 7 条の 2 は、法律改正に併せて改正するもので、14 ページから 17 ページにまたがっております。附則 7 条の 3 の第 3 項から、第 11 項までは制令改正等に併せてそれぞれ改正をするものです。

17 ページをご覧ください。附則第 7 条の 3 第 12 項については、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法規定の新設に併せて改正をするものです。

18 ページをご覧ください。附則第 8 条は、規定の整備。附則第 8 条の 2、19 ページになり

まず、附則第9条、及び21ページの附則第10条、及び12条につきましては、法律の改正について、改正するというものでございます。

以上のとおりでございますが、先に申し上げましたとおり、法律の公布が平成30年3月31日でありましたことから、本町におきましても一体的に3月31日付で専決処分をさせていただいたものですので、ご理解の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第4号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第5号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔飯野勇町民税務課長 登壇〕

飯野町民税務課長 承認第5号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日付で公布されたことに伴うものですが、低所得者の国民健康保険税の軽減措置となる世帯の軽減判定所得について、軽減対象世帯の継続、又は拡大する改正となっております。

新旧対照表の23ページをご覧ください。第3条は、課税額を規定したものです。その課税合算額の上限を、基礎課税額54万円から、58万円に引き上げるものです。第11条は、国民健康保険税の減額を規定しているもので、基礎課税額の54万円を58万円に引き上げ、

第 2 号については、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、27 万円から 27 万 5,000 円に、第 3 号では、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、49 万円から 50 万円に引き上げることで、低所得者に対する軽減措置の拡大をするものであります。

24 ページ、第 26 条の 2 第 2 項は、特別対象保険者等の申告に関する規定であります。情報連携により、把握できるのであれば、証明の提示が不要となることにする改正です。

以上のとおりですが、先に申し上げましたとおり、法律の公布が平成 30 年 3 月 31 日でありましたことから、本町におきましても一体的に 3 月 31 日で専決処分をさせていただいたものですから、ご理解の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、飯野咲子議員。

4 番(飯野咲子議員) 本当に、当保険者といいますが、被保険者も 1,200 人を切りまして、大変厳しいものであるというふうには存じてはおります。1 件だけお聞きするのですけれども、西川町も前は自営業者も多く、林業等もそれなりの収入があったと思いますけれども、現在は本当に高齢者、低所得者のみの保険になっておりまして、厳しいなというふうに思いますが、この限度額ですけれども、限度額、前は 81 万、今度の改正で 85 万 5,000 円となるわけですけれども、現在といいますが、ここ数年はどれくらいの該当者がいらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

伊藤議長 答弁は、飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 本年度分につきましては、まだ所得の確定がしていないというようなことでございますので、平成 29 年の数字のほうでお答えさせていただきたいのですが、限度額につきましては、健康保険税は医療給付分、あと後期高齢者支援金分、あと介護給付金分というようなことでなっております。今回の改正につきましては、医療給付分の限度額 54 万円というようなことなのですが、世帯的には 4 世帯が該当しておりました。それぞれの限度額を積み上げた、限度超過したという世帯につきましては、1 件、1 世帯のみということでございました。以上でございます。

伊藤議長 他に、質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第5号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第6号 平成29年度西川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

佐藤総務課長 承認第6号 平成29年度西川町一般会計補正予算第7号の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。平成29年度末のふるさとづくり寄付金の増額、及び社会福祉総務費の扶助費に対応するために、専決処分をいたしたものでございます。

お手元の、議案書の予算書をご覧いただきたいと思います。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,873万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,434万9,000円といたしたものでございます。

最初に、歳出について申し上げます。7ページをご覧ください。第2款第1項5目企画費に、ふるさとづくり基金寄付金1,600万円と、使用料35万円の、計1,635万円を追加したもので、特定財源の1,600万円はふるさとづくり寄付金であります。第3款第1項1目、社会福祉総務費の扶助費に、介護給付費・訓練等給付費238万5,000円を追加するものであります。第6款第1項4目、農業振興費につきましては、特定財源の諸収入27万5,000円を、分担金27万5,000円に組み替えるものであります。

次に、歳入につきましては、歳出の特定財源でご説明申し上げました、第11款分担金、及び負担金27万5,000円、及び第16款寄付金1,600万円を、それぞれ追加し、第19款諸収入27万5,000円を減額し、なお、不足する財源につきましては、第9款地方交付税273万5,000円を充てるものであります。年度末までふるさとづくり寄付金の申込みがございましたので、

専決処分をさせていただいた次第であります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご承認いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第6号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第7号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

佐藤総務課長 承認第7号 平成30年度西川町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。平成30年4月15日執行の、西川町議会議員補欠選挙に対応するために、専決処分をいたしたものでございます。

お手元の、議案書の予算書をご覧いただきたいと思ひます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ541万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,841万4,000円といたしたものでございます。

始めに、歳出について申し上げます。5ページをご覧ください。第2款第4項4西川町議会議員補欠選挙費、541万4,000円を追加したものであります。

歳入につきましては、全額第18款繰越金で対応したものであります。当初予算で予定がありませんでしたので、町議会議員補欠選挙に対応するため、専決処分をさせていただいた次第であります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご承認いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） この補欠選挙費の中で、今回新たに備品購入費というのが、額は少ないのですけれども、載っていますが、この備品購入というのはどのようなもので、どのように使ったのか教えてください。

伊藤議長 答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただ今の、飯野議員のご質問にお答え申し上げます。

西川町議会議員補欠選挙費の18節、備品購入費につきましては、開票所において使用するインクジェットプリンター1台でございますが、町長選挙と同時選挙となった場合に、特表計算係、速報係、庶務係、いずれの係のパソコンからも印刷できるようにするために、無線ランルーター、これ1台を購入すべく、予算措置を行ったものでございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。以上でございます。

伊藤議長 他に、ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第7号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第33号 平成30年度町道沢口向中岫線道路改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔伊藤潔建設水道課長 登壇〕

伊藤潔建設水道課長 議第 33 号 平成 30 年度町道沢口向中岫線道路改良工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。本事業につきましては、株式会社佐藤建設、遠藤建設株式会社、株式会社石橋組、千成興業株式会社、月山建設株式会社、設楽建設興業株式会社、まるか菅野建設株式会社の 7 社を指名し、4 月 23 日に指名競争入札を行った結果、西川町大字間沢 114 番地 5、遠藤建設株式会社、代表取締役 遠藤博良が 8,150 万円で落札いたしましたので、消費税込み 8,802 万円で契約を締結しようとするものであります。指名業者、予定価格等については、配布いたしました入札内容資料に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。設定金額は、消費税抜きで 8,185 万 4,000 円、予定価格についても同額となっております。施行概要につきましては、施工延長、336.4 メートル、内容といたしまして、土砂掘削工 1 万 1,200 立方メートル、排水構造物工一式、アスファルト舗装工 2,918 平方メートル、防護柵工一式などを行うものであります。工期につきましては、平成 30 年 11 月 30 日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 33 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

伊藤議長 日程第 13 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

佐藤総務課長 報告第 1 号につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害

賠償の額の決定について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。内容につきましては、事故発生日時、平成29年12月28日、午後4時頃。事故発生場所、西川町大字海味543の8。保健センター及びケアハイツ西川駐車場内。相手方、社会福祉法人西川保健福祉ケアハイツ西川の公用車でございます。原因、状況等につきましては、保健センターの屋根に付着した雪庇が、相手方所有の軽自動車に落下し、軽自動車を破損させたものでございます。事故の種類は物損、町の過失割合は100分の100。損害賠償の額につきましては、33万296円。これにつきましては、全額、保険金で補填したものでございます。

以上ご報告を申し上げます。

伊藤議長 日程第14 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

佐藤総務課長 報告第2号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。内容につきましては、事故発生日時、平成30年2月20日、午前11時頃。事故発生場所、西川町大字海味581。町立病院駐車場内。相手方、寒河江市在住の女性。原因、状況等につきましては、町立病院駐車場、町所有ドーザで除雪作業中に行進した際、停車中の乗用車の右後輪周辺に接触し、破損させたものでございます。事故の種類は物損、町の過失割合は100分の100。損害賠償の額につきましては、26万3,400円。これにつきましては、全額、保険金で補填したものでございます。

以上ご報告申し上げます。

閉議・閉会の宣告

伊藤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、平成30年西川町議会第2回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午前 1 1 時 3 0 分〕